

ウ・3・0（有効期間：令和13年12月末）  
（保存期間：令和3年12月末）

一般（施）第 171 号  
令和3年8月17日

関係所属長 殿

山形県警察本部長

山形県警察簡易Ⅱ型総合評価落札方式における事後審査実施要領について（通達）

山形県警察簡易Ⅱ型総合評価落札方式における事後審査実施要領については、山形県県土整備部簡易Ⅱ型総合評価落札方式における事後審査実施要領（以下「要領」という。）を準用して実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、実施にあたり要領にある「県土整備部」は「山形県警察」に、「山形県県土整備部所管事業入札参加者選定等審査会」は「警察本部業者選定等審査会」とそれぞれ読み替えるものとする。

（担当）施設係